第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画(案)への御意見と町の考え方

| 該当箇所    | 意見の概要         | 町の考え方         | 反映結果     |
|---------|---------------|---------------|----------|
| 質問      | ・父親を対象に、子育てへの | - 町内保育園の参観日を利 |          |
| 32 ページ  | かかわり方を考えるための  | 用し、県で配布している「お |          |
| 13 行    | 講座を開講するとして、どの | 父さんの子育て手帳」等を  |          |
| 13 行目から | ような内容を考えているの  | 使用した出前講座の開催を  |          |
| 14 行目   | か?            | 検討しています。      |          |
| 意見      | ・男は男らしく、女は女らし | - 個人的な価値観の問題で |          |
| 6ページ    | く育てたいと考えることが  | あり、ご意見として承りま  |          |
| 6 行目    | なぜ不都合なのか?     | す。            |          |
| 意見      | ・人権侵害(性的)セクシュ | ・セクシュアル・ハラスメ  | 政策案に反映させ |
| 22ページ   | アル・ハラスメントの定義が | ントについての注釈を詳細  | ます。      |
|         | 非常に曖昧である。     | なものに変更します。    |          |
| 意見      | ・国の「第3次男女共同参画 | - 本計画は、小山町総合計 |          |
|         | 基本計画」及び「第3次小山 | 画において小山町が目指す  |          |
|         | 町男女共同参画社会づくり  | 「富士をのぞむ 活気あふ  |          |
|         | 行動計画(案)」に反対であ | れる 交流のまち おや   |          |
|         | る。            | ま」の基盤として欠かせな  |          |
|         |               | いものとして考えておりま  |          |
|         |               | す。第3次小山町男女共同  |          |
|         |               | 参画社会づくり行動計画   |          |
|         |               | (案)は、小山町総合計画  |          |
|         |               | の理念を具現化したもので  |          |
|         |               | あり、町民があらゆる場面  |          |
|         |               | においていきいきと活躍で  |          |
|         |               | きる社会を実現するための  |          |
|         |               | 方向性を示す指針として策  |          |
|         |               | 定をするものであります。  |          |
| 意見      | ・計画の背景中、「女子差別 | ・計画中第1章では、計画  |          |
| 2ページ    | 撤廃条約」とあるが、これは | 策定の背景として、世界、  |          |
| 27 行目   | 国家主権に関わる問題であ  | 日本、静岡県、及び小山町  |          |
|         | る。地方レベルの問題ではな | の男女共同参画に関する動  |          |
|         | く、計画の背景が間違ってい | 向を掲載しています。ご指  |          |
|         | るのでは?         | 摘の「女子差別撤廃条約」  |          |
|         |               | については、国が条約を批  |          |
|         |               | 准した事実を記載したもの  |          |
|         |               | であります。        |          |

| 該当箇所      | 意見の概要                          | 町の考え方           | 反映結果     |
|-----------|--------------------------------|-----------------|----------|
| 意見        | ・アンケート回答者が非常に                  | - 計画期間中、社会情勢等   |          |
| 8ページ      | 少数である。そのような少数                  | の変化により、町の取組だ    |          |
| 38 ページ    | の人間のため、38 ページに                 | けでは困難な事案が発生し    |          |
|           | ある「国や県への働きかけ」                  | た場合には、必要に応じて    |          |
|           | をするというのはおかしい。                  | 働きかけを行いたいと考え    |          |
|           |                                | ております。          |          |
| 意見        | <ul><li>棒グラフの解答欄が極端で</li></ul> | ・ご指摘の設問は、「静岡県   |          |
| 17ページ     | ある。                            | の男女共同参画に関する県    |          |
| 図 2-1     |                                | 民意識調査」(H21) と同じ |          |
|           |                                | 設問であります。県におい    |          |
|           |                                | ては、「男性が非常に優遇」   |          |
|           |                                | と「どちらかといえば男性    |          |
|           |                                | が非常に優遇」を合わせて    |          |
|           |                                | 「男性優遇」としており、    |          |
|           |                                | 小山町のアンケートも県の    |          |
|           |                                | 解釈と同様にしておりま     |          |
|           |                                | す。              |          |
| 意見        | ・家庭内暴力は男性が加害者                  | ・計画中、ドメスティック・   | 政策案に反映させ |
| 22 ページ    | だけではない。女性が一方的                  | バイオレンスの注釈につい    | ます。      |
|           | に暴力を受けているのと解                   | て、わかりやすいものに変    |          |
|           | 釈は間違いであり男性差別                   | 更します。           |          |
|           | である。                           |                 |          |
| 意見        | 雇用の平等とあるが、職業に                  | ・ご指摘のとおり、職業に    |          |
| 25 ページ    | は適正がある。例えば、土木                  | は男女特有の適正がありま    |          |
|           | 作業など等の力仕事では男                   | す。本計画では、さまざま    |          |
|           | 性を雇うのは当然である。一                  | な場面で、男女ともに能力    |          |
|           | 概に女性であるから不利と                   | を発揮できる環境づくりを    |          |
|           | いうのは間違いである。                    | すすめます。          |          |
|           | - 女性が働かないといけない                 | ・計画では、男女がそれぞ    |          |
| 25~33 ページ | 世の中づくりを目指してい                   | れの個性を尊重し、多様な    |          |
|           | るのではないか。また、少子                  | 選択を認め、個人の能力が    |          |
|           | 化や家族の協力が必要とあ                   | 十分発揮できる男女共同参    |          |
|           | る中、女性の社会進出だけを                  | 画社会をめざしています。    |          |
|           | 念頭においているのではな                   |                 |          |
|           | いか。                            |                 |          |